



BEPSを踏まえた日本企業の税務戦略

-BEPS多国籍企業情報の報告と税務ガバナンスの構築-

KPMG税理士法人 パートナー 角田伸広

目次

- 1 日本企業における税務戦略の課題は？**
- 2 BEPSを踏まえた税務戦略の必要性**
- 3 BEPS多国籍企業情報の報告における落とし穴**
- 4 BEPS税務戦略で求められる税務ガバナンスの構築**



日本企業における税務戦略の課題は？

投資家の見方

ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックス[2017年9月7日]

- 2017年新規採用日本企業、マツダ、凸版印刷、カシオ計算機、三菱ケミカルホールディングス、第一三共、NTTデータ、オムロン、NTTドコモ、ANAホールディングス、大阪ガス
- 継続採用日本企業：ブリヂストン、伊藤忠商事、小松製作所、丸紅、三井物産、ナブテスコ、積水化学工業、積水ハウス、ベネッセホールディングス、大和証券グループ本社、野村ホールディングス、国際石油開発帝石、味の素、シスメックス、花王、MS&ADインシュアランスグループホールディングス、損保ホールディングス、東京海上ホールディングス、富士通、日立製作所、コニカミノルタ
- 2017年不採用日本企業：日産自動車、イオン、TOTO、パナソニック、富士フイルムホールディングス

コーポレート・サステナビリティ・アセスメントでの評価

税務戦略への関心理由

- 税の最適化は収益性及び企業価値へプラスの影響があると評価
- 過度な税務戦略は、中長期的に持続可能でなく利益のリスクとなる。
 - ブランド価値低下へつながる風評リスク
 - 外国市場で評価が下がることにより許認可等へマイナスの影響
 - 税務当局の対抗措置により税コストが増加し収益へマイナスの影響

コーポレート・サステナビリティ・アセスメントでの質問項目

税務戦略の開示

- 明確な税務戦略の確立
- 税務戦略の開示による透明性の確保
- 多国籍企業グループ全体での税務会計方針の確立
- 税務リスクの開示
- 各国税制等へのコンプライアンス
- 価値が創造された場所での納税
- 租税回避のストラクチャーの開示
- 移転価格
- タックスヘイブンの利用

コーポレート・サステナビリティ・アセスメントでの質問項目

税務上の報告

- 地域別・国別の収入、営業利益及び納付税額
- 実効税負担率と税務上のストラクチャー

取締役会の責任

- 税務リスクが取締役会に委任された正式な監督リスクとされているか。
- 取締役会が、税務上のストラクチャーについて潜在的な風評又は他の事業リスクとなっている可能性を議論しているか。

コーポレート・サステナビリティ・アセスメントでの質問項目

税務リスク

- 税制改正
- 税率引き上げのリスク
- 税務紛争の不確実性
- 繰延税金資産・負債に係る評価の変更
- 間接的な財務リスクとしての税による事業上のリスク
 - 風評リスク
 - 外国市場での利害関係におけるリスク
 - 政府の財政赤字による経済発展のリスク

企業価値向上に向けた税の最適化

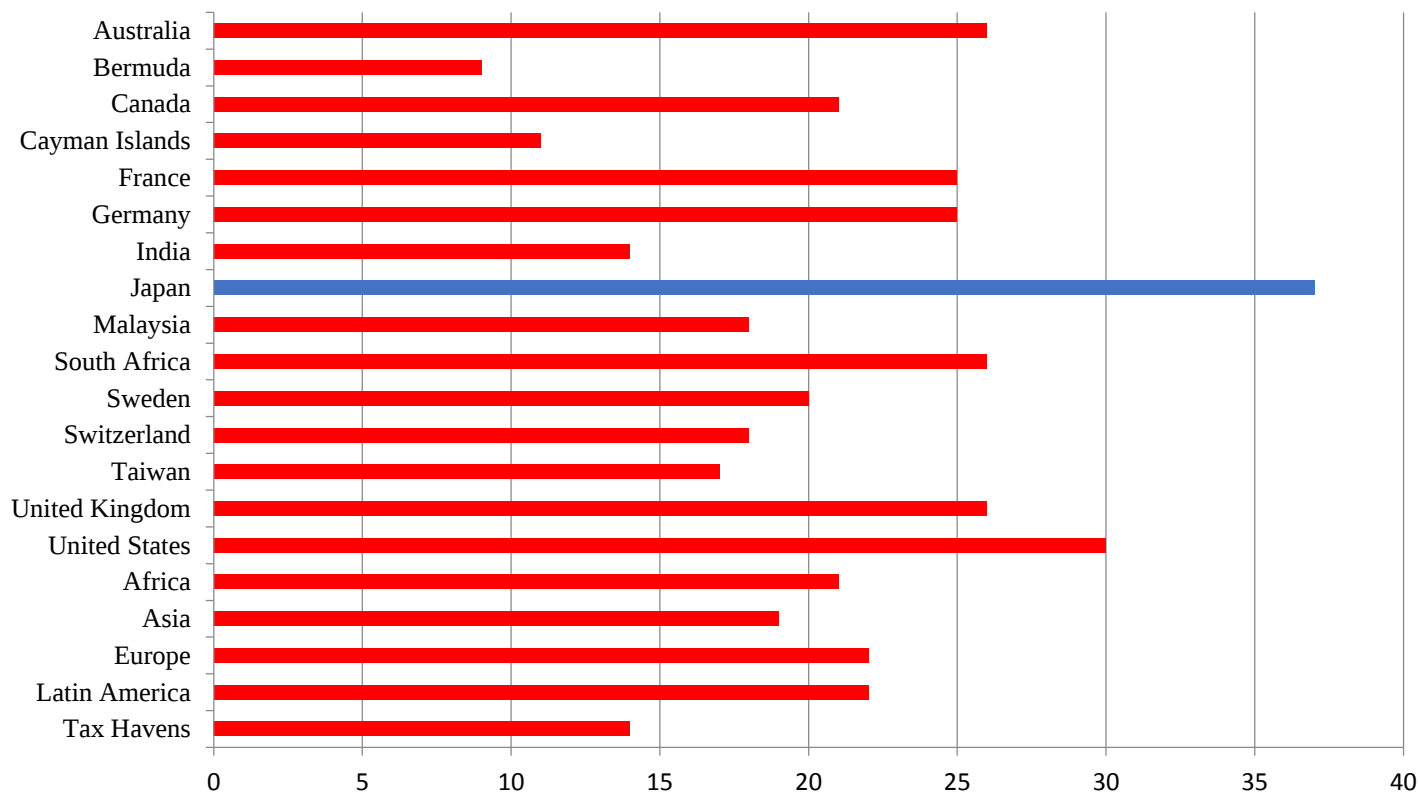
1. ROEにおける(税引後)当期純利益の重要性

$$\text{ROE} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{自己資本}}$$

2. 税の最適化



日本企業の連結実効税負担率の高さ



【Markle, K.S.and Shackelford D.A.(2011) "*Cross-country Comparisons of corporate income taxes*", National Bureau of Economic Research Working Paper No. 16839, February 2011. 】

各国の移転価格税制導入による二重課税リスクの拡大

1980

1985

1990

1995

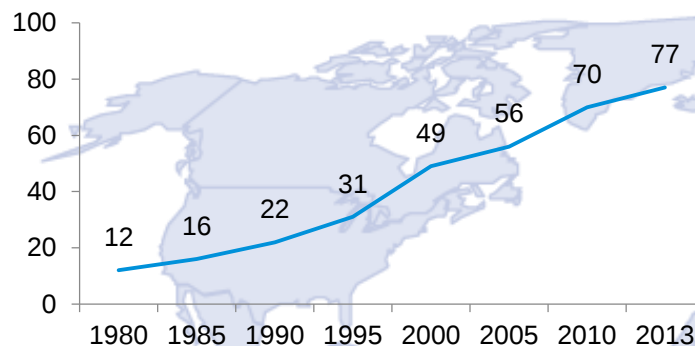
2000

2005

2010

2013

移転価格税制導入国数推移



12

16

22

31

49

56

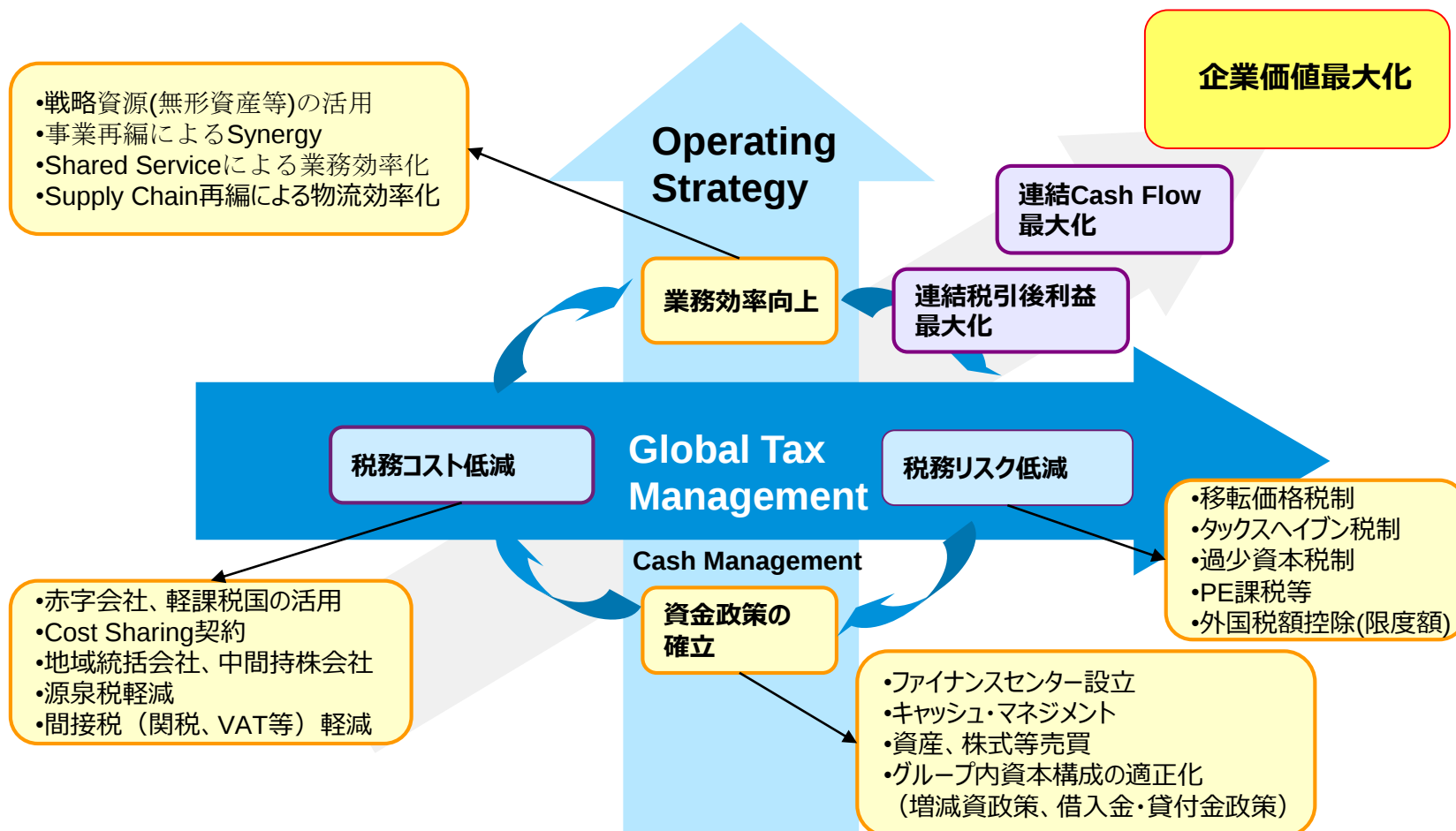
70

77



© 2017 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

企業価値向上に向けた税務戦略の具体化



税務戦略を通じた二重課税の回避

欧米企業

- 税務戦略を積極的に行い実効税負担率を低減させ、二重課税による負担増回避。

日本企業

- 税務戦略に消極的で、実効税負担率が高く、二重課税による負担増回避できず。

日本企業における税務戦略の課題





BEPSを踏まえた税務戦略の必要性

BEPS最終報告書の方角性

実質性

グローバル企業は価値が創造された所で税金を支払うべき

透視性

各国政府・グローバル企業の活動に関する透視性の向上

予見可能性

企業の不確実性の排除

実質性を基準とする超過利益の捕捉

価値創造の場で
税金を支払うべき
(実質性)

移転価格税制と
価値創造の一致
(バリューチェーン分析)

海外子会社合算税制
の強化
(超過利得分析)

無形資産帰属利益の価値創造に沿った配分

無形資産取引に係る移転価格税制と価値創造の一致

- 開発国(価値創造の場)から軽課税国への利益移転への対抗
- 無形資産に係る広範な定義の採用
- 法的所有権から機能・資産・リスク分析へ
- 無形資産一括譲渡でのDCF法の導入
- 所得相応性基準の導入

無形資産の使用と移転に係る利益の価値創造に沿った配分

- 法的所有権のみでは無形資産の使用からの収益配分を受ける資格を有することにはならない。
- DEMPE分析
 - 開発(Development)
 - 改善(Enhancement)
 - 維持(Maintenance)
 - 保護(Protection)
 - 使用(Enhancement)

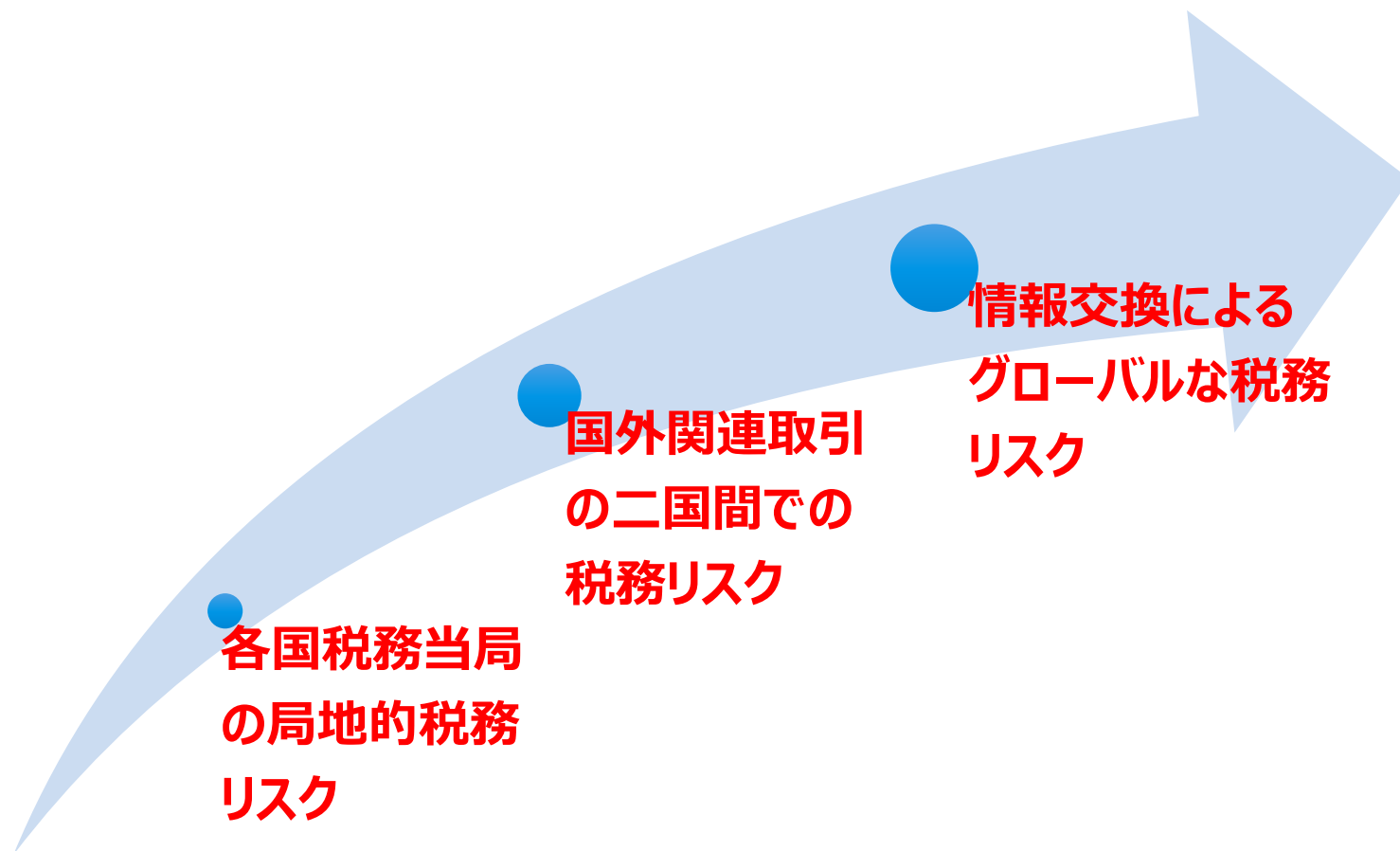
移転価格課税による超過利益の争奪

- 多国籍企業グループの**超過利益の国外移転**への対抗
- **情報の非対称性**の克服
- **価値創造と移転価格を一致**させるための**超過利益の捕捉**
- 価値創造の配分を分析するための**バリューチェーン分析**
- グローバル利益への**利益分割法**の適用

税務執行におけるグローバル化の流れ



税務リスクのグローバル化



BEPSを踏まえた税務戦略の必要性

- 実質性を基準とする超過利益の捕捉
- 無形資産帰属利益の価値創造に沿った配分
- 移転価格課税による超過利益の争奪
- 税務執行におけるグローバル化の流れ

BEPSへの対抗措置としての国際課税ルール変更と情報交換強化を通じた各国の税源確保策による二重課税リスクの拡大。



税の最適化に向けた税務戦略の構築



BEPS多国籍企業情報の報告における 落とし穴

無形資産の税務当局への報告

三層構造による同時文書化

- 無形資産の移転と使用に係る利益の価値創造に沿った配分
 - 実質主義による収益の帰属
 - 機能・リスク分析を無形資産について深化
 - DEMPE分析による対価の受領
- 事業概況報告書とローカルファイルにおいて無形資産による超過利益の帰属に係る説明が整合的となっているか？
- 無形資産の開発等に係る重要な機能を果たしている関連企業の説明と国別報告書での利益配分が整合的となっているか？

無形資産の税務当局への報告

事業概況報告事項での報告

- 多国籍企業グループの構成会社等の売上、収入その他の収益の重要な源泉
- 付加価値の創出において果たす主たる機能、負担する重要なリスク、使用する重要な資産その他主要な役割の概要

ローカルファイルでの報告

- 国外関連取引において法人及び国外関連者が果たす機能並びに負担するリスクに係る事項(事業再編により機能又はリスクに変更があった場合には、その変更内容を含む。)
- 法人又は国外関連者が国外関連取引において使用した無形固定資産その他の無形資産の内容

事業概況報告事項

「売上、収入その他の収益の重要な源泉」の報告における落とし穴

- BEPS最終報告書における実質性への対応は？
- 事業利益の重要なドライバーと収益の重要な源泉の違いは？
- 移転価格税制と価値創造の一致による影響は？
- 無形資産による帰属利益の反映は？
- 超過利益の発生との関連付けは？

事業概況報告事項

「サプライ・チェーンと地理的な市場」の報告における 落とし穴

- サプライ・チェーン分析とバリュー・チェーン分析の違いは？
- 地理的な市場の特徴による超過利益の帰属は？
- 国別報告事項における損益配分との整合性は？
- ローカルファイルにおける独立企業間利益率との整合性は？
- 政府の規制等による内外価格差は？

事業概況報告事項

「付加価値の創出における機能・リスク・資産・構成会社の役割」の報告における落とし穴

- 果たす機能・負担するリスク・使用する資産の記載は？
- 無形資産の開発・改良・維持・保護・使用に応じた構成企業の価値創造への貢献利益は？
- 超過利益を創出するユニークで価値ある資産の記載は？
 - 潜在的に比較可能性のある取引当事者に使用されるか？
 - 利用可能な無形資産と比較可能か？
 - 事業活動(製造、役務提供、マーケティング、販売又は管理等での使用により、無形資産がない場合に見込まれるより大きな将来的な経済的便益を生み出すと見込まれるか？

事業概況報告事項

「重要な無形資産の一覧表及び無形資産所有構成会社等の一覧表」の報告における落とし穴

- 無形資産に係る日本の定義とOECDガイドラインの定義の違いは？
- 重大な経済的価値・超過利益のドライバーに関係しているか？
- 重要な無形資産は必ずしも会計上の無形資産として認識されない(OECDパラ6.7)。
- 全ての無形資産が超過利益を発生させていない(OECDパラ6.10)。
- 各国税務当局の対価性や超過利益への期待に対応できるのか？

ローカルファイル

「使用した無形固定資産その他の無形資産の内容」の報告における落とし穴

■ 国税庁「ローカルファイル作成に当たっての例示集」での要請

- 無形資産の形成、開発、改良、維持、保護、使用に貢献した事実
- 意思決定、役務提供、費用負担及びリスク管理の主体、時期、場所、態様

■ 落とし穴

- 比較可能性の検討項目を確認しているか？
 - 排他性、法的保護の範囲と期間、地位的範囲、耐用年数、開発段階の違い、改良、改訂及びアップデートする権利
- ユニークな特性による将来便益の違いは (OECDパラ6.116) ?
- 将来便益の予測の違いに係る差異調整は (OECDパラ6.127) ?

ローカルファイル

「国外関連取引に係る損益の明細」の報告における落とし穴

■ 国税庁「ローカルファイル作成に当たっての例示集」での要請

- 売上、売上原価、売上総利益、販売費及び一般管理費、営業損益の切出し
- 損益の切出基準、その基準を用いた理由及び算出過程

■ 留意点

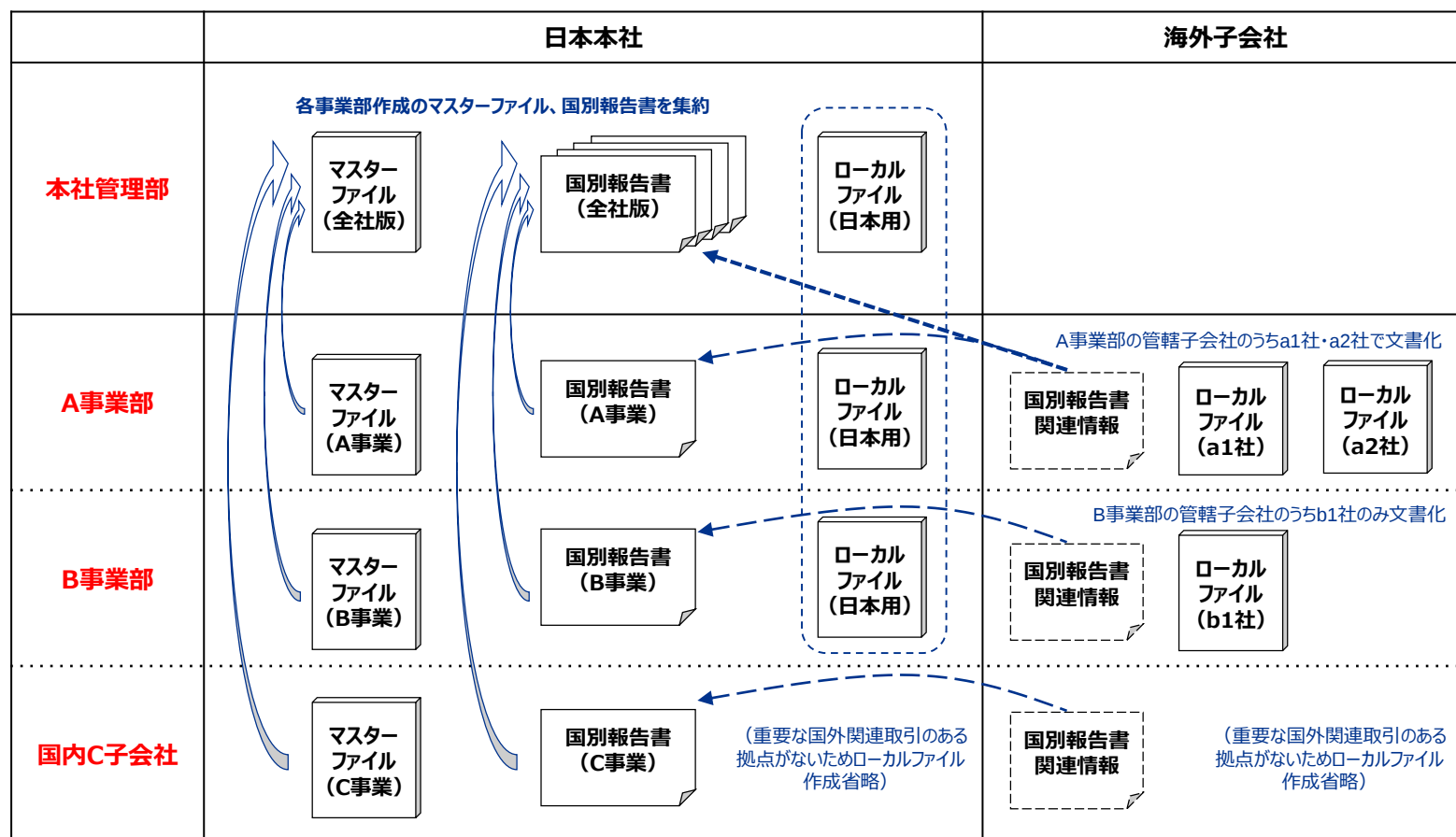
- 国外関連取引に係る所得配分の分析は？
- 関連当事者の全体損益に占める国外関連取引損益のウェイトは？
- 機能利益毎の切出し損益の違いは？
- ベンチマーキングの検証可能性は？

国別報告事項

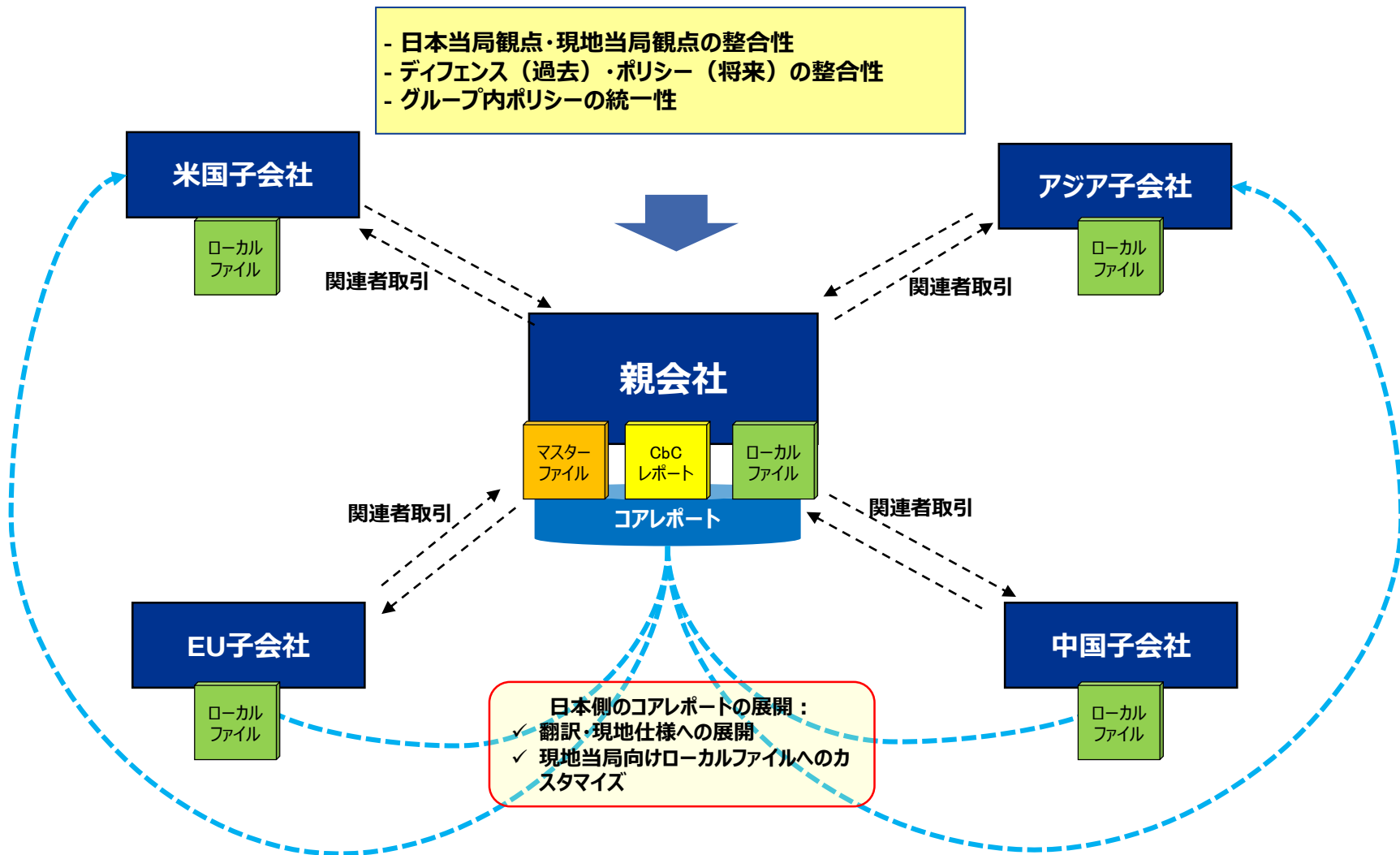
各国税務当局における移転価格調査のリスクは？

- 法人税申告書別表17(4)「国外関連者に関する明細書」との違いは？
- 「課税上の問題の把握及び統計のための使用」とは？
- 「国別報告事項の情報だけで独立企業間価格算定を行わない」とは？
- 構成事業体別の詳細な情報提供を要請される可能性は？
- 国外関連取引を有する拠点との利益配分の検証は？
- 子会社所在国の税務当局による親会社情報へのアクセスは？

移転価格文書による損益管理の社内マトリックス



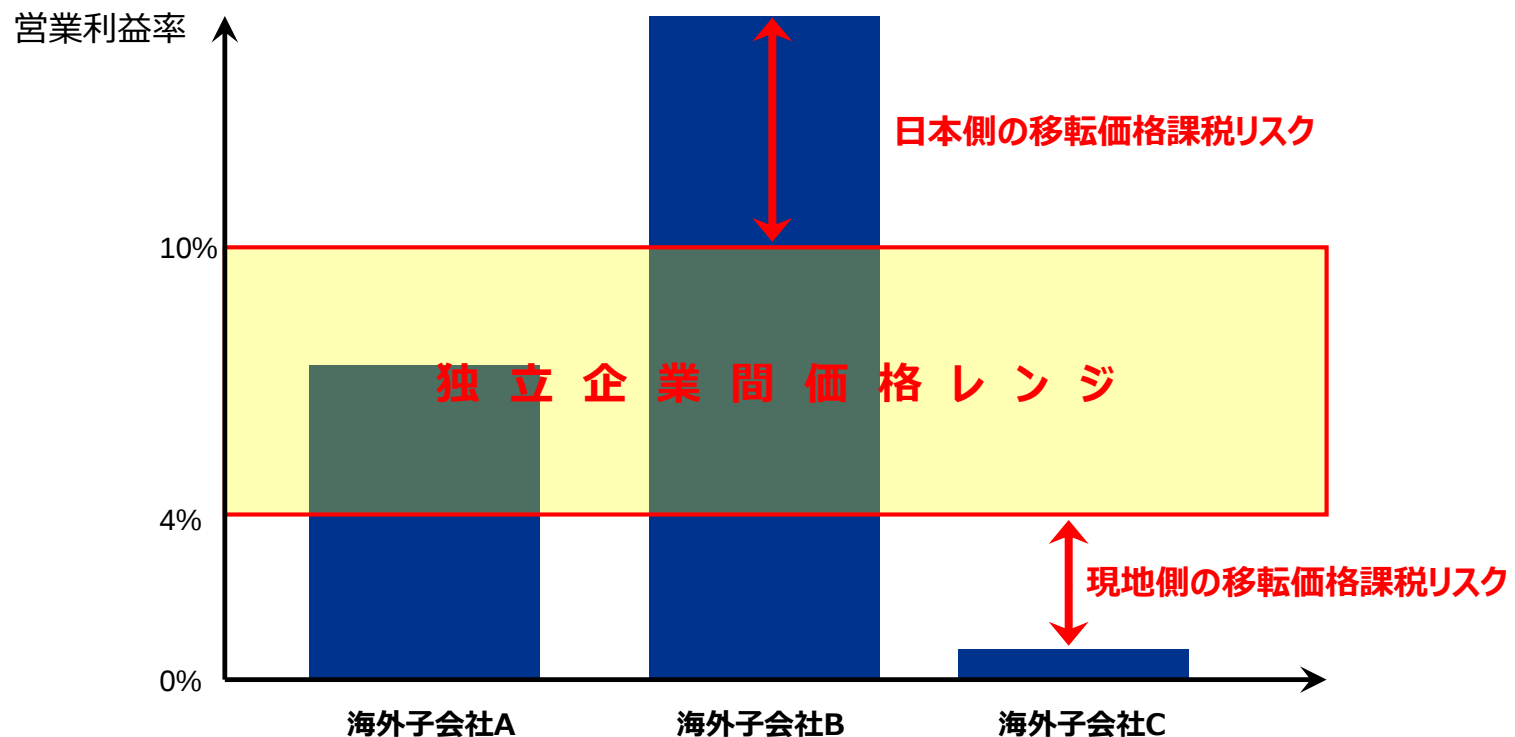
移転価格文書を通じたトップ・ダウンによる損益配分管理





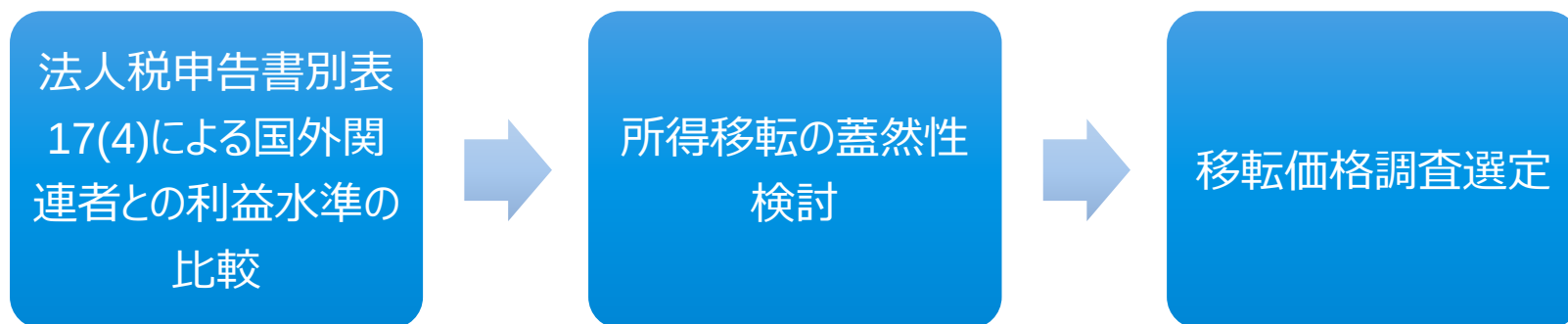
BEPS税務戦略で求められる税務ガバナンスの構築

各国税務当局の利益水準に係る要求

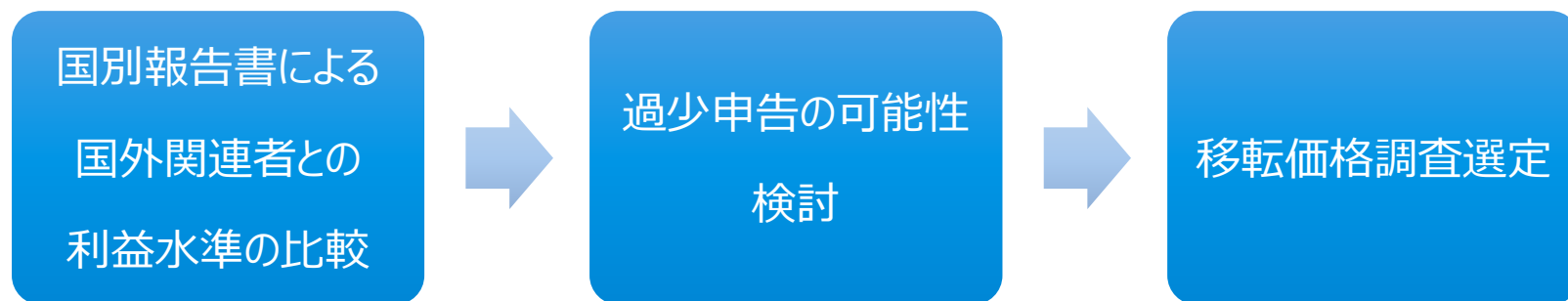


*Transactional Net Margin Method「取引単位営業利益法」

わが国税務当局の所得移転の蓋然性による調査選定



各国税務当局の国別報告書による調査選定



日本での税務リスク

調査必要度判定(国税庁移転価格ガイドブックで公表)

判 定 項 目

内国法人が赤字又は低い利益水準となっていないか。

国外関連者の利益水準が高くなっていないか。

国外関連者への機能・リスクの移転などの取引形態を変更している一方、それに伴い適切な対価を授受していないことや、軽課税国の国外関連者に多額の利益剰余金が存在すること等により、国外関連者に所得が移転していると想定されないか。

国外関連者に所得を移転させるタックスプランニングが想定されないか。

過去に移転価格課税を受けているにもかかわらず、当事者の利益水準等に変化が見られないなどコンプライアンスに問題が想定されないか。

内国法人と複数の国外関連者間で連続した取引(連鎖取引)を行い、利益配分状況や国外関連者の機能などが申告書上では解明できず、確認を要さないか。

日本での税務リスク

利益分割法の適用における留意点

■ 国税庁「移転価格ガイドブック」での説明

- 分割対象利益の発生に寄与した程度を推測するにふさわしい分割要因。

■ OECDガイドラインでの説明

- 相対的な発生費用と関連する付加価値との間に強い相関関係が特定できる(パラ2.144)。

■ 判決事例での説明

- 分割対象利益の獲得に寄与した相対的な程度を推測するに足りる要因(パシフィック・フルーツ・リミテッド事件東京地裁判決)。
- 発生に寄与した程度を推測するに足りる要因であり、発生に寄与した要因とは規定していない(同事件東京高裁判決)。

中国での税務リスク

特別納税調査の重点対象(中国第6号公告第4条で公表)

判 定 項 目

関連者間取引額が比較的大きい、または関連者間取引の種類が多い企業。

長期的に欠損、利益が微少、または利益変動の激しい企業。

同業者の利益水準を下回る企業。

利益水準が果たす機能及び負担するリスクに明らかに合致しない、または収益の配分と費用の配賦が合致しない企業。

軽課税国(地域)に所在する関連者と取引を行っている企業。

規定に基づき関連申告を行っていない、または同時文書を準備していない企業。

関連者からの負債資本比率(債権性投資/権益性投資)が規定された基準を超えている企業。

居住者企業、または居住者企業と中国居住者が支配して、実効税負担率が12.5%を下回る国(地域)で設立され、合理的な経営の必要性以外の理由で利益配分しない、または利益配分を減少させている企業。

その他、合理的な商業目的のない租税回避行動または取決めを行っている企業。

中国での税務リスク

DEMPE + P分析

- 無形資産の経済的所有権に係る議論
- 無形資産の開発、改良、維持、保護、使用及び拡販への貢献(6号公告30条)
- ローカルファイル
 - 取引の価格決定に影響を与える地域性特殊要因(ロケーションセービング・マーケットプレミアム(42号公告14条3項1号)。
 - バリューチェーン分析(同条3項2号)。
- 事前確認
 - 予備会談での地域性特殊要因の説明(64号公告5条2項7号)。
 - 協議意向書での地域性特殊要因分析とバリューチェーン分析の考慮(64号公告6条2項7号)

中国での調査リスク

調査官の経験不足

実質性による機能・リスク分析による
事実認定の危険性

地方税務局による
修正申告の強要

国家税務総局による一
元管理の限界

二重課税リスクの増加

中国の帰属利益に係る要求とわが国の反射的利益 (マーケットプレミアム・ロケーションセービングへの対応)

中国における超過利益

わが国における対応的調整の拒否

二重課税残存リスク

中国税務当局の帰属利益に係る要求とわが国の反射的利益のバランスを考慮した説明は可能か？

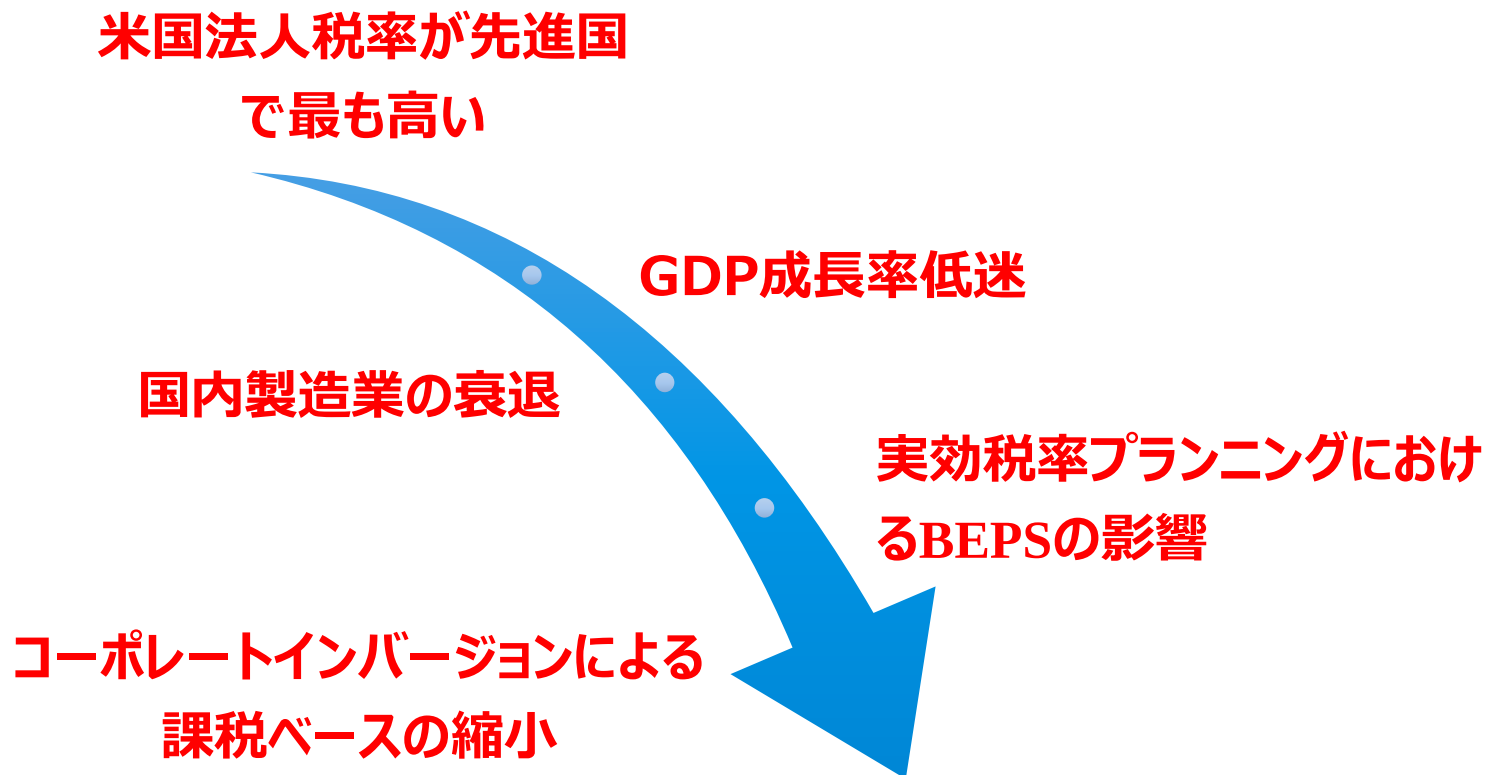
マーケットプレミアム・ロケーションセービングの説明をどうするのか？

重要な無形資産の使用による説明は可能か？

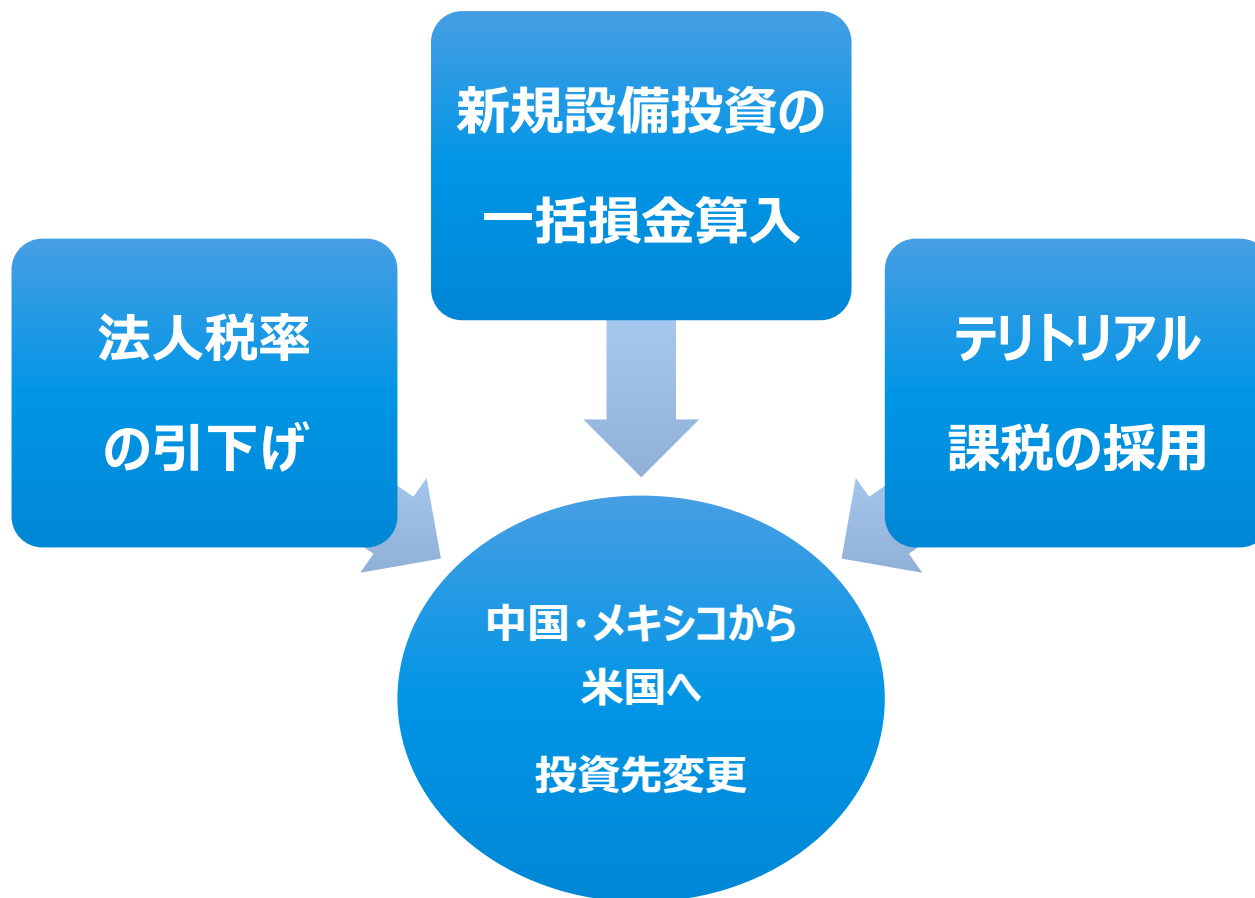
機能・資産・リスク分析による説明

無形資産の形成、開発、改造、維持、保護、使用、普及

米国トランプ税制改革の背景



米国企業への投資を促進



米国での税務リスク

所得相応性基準の適用と外国企業への課税

- 1992年のクリントン政権誕生による1994年の利益比準法導入
- 1990年代のインバウンド取引への利益比準法による課税
- トランプ税制改革の方向性
 - 法人税率引き下げと課税ベースの拡大
 - 国境税調整の代替措置は？
 - 中国やメキシコからのインバウンド取引の対価への課税は？
 - 海外への無形資産移転への対抗措置は？
 - 外国企業保有の無形資産への使用料支払いはチャレンジされるのか？

米国の帰属利益に係る要求とわが国の反射的利益 (過去の円高時におけるインカムクリエーション)

円高による米国子会社の赤字

```
graph TD; A[円高による米国子会社の赤字] --> B[米国における利益比準法による課税  
米国子会社の赤字を生み出すロイヤルティの否認]; B --> C[わが国における対応的調整];
```

米国における利益比準法による課税
米国子会社の赤字を生み出すロイヤルティの否認

わが国における対応的調整

BEPSを踏まえた税務戦略での税務リスクの低減

着眼点 各国における税務リスクへの配慮

経済的実態（実質）を伴うストラクチャーでなければならない。

- 採択されるストラクチャーは、ビジネス上の目的が明確化されている必要がある。
- 実体のないストラクチャーの場合、租税回避行為とみなされる可能性がある。

移転価格リスクを回避できるストラクチャーでなければならない。

- 日本及び各国における移転価格リスクの分析を実施し、税務上のリスクを低減/回避できるストラクチャーが必要。

現地の税制、税務当局の方針を確認する。

- 現地各国での税制や各国税務当局の調査対応、税務執行方針等の確認。
- コンプライアンス対応。
- 事前確認制度（APA）の申請・取得による税務リスクの回避。

会社法による企業統治

コーポレート・ガバナンス・コード[2015年6月]

- 会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組み
- 実効的なコーポレート・ガバナンスの実現による会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための自律的な対応
- 会社、投資家、ひいては経済全体の発展に寄与

コーポレート・ガバナンス・コード基本原則2

基本原則2：株主以外のステークホルダーとの適切な協働

- 上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

コーポレート・ガバナンス・コード基本原則2

原則2-1:中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定

- 上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

原則2-2:会社の行動準則の策定・実践

- 上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

補充原則2-2①

- 取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

コーポレート・ガバナンス・コード基本原則3

基本原則3：適切な情報開示と透明性の確保

- 上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報(とりわけ非財務情報)が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

コーポレート・ガバナンス・コード基本原則3

原則3-1：情報開示の充実

- 上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現する観点から、（本コードの各原則において開示を求めている事項の、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- （i）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
- （ii）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- （iii）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- （iv）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- （v）取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

わが国での税務ガバナンス

- 会社法431条：会計の原則として、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う。
- 会社法436条3項：計算書類等の確定手続である決算は取締役会の承認事項。
- 法人税法74条1項：確定した決算に基づき申告書を提出。
- 法人税法22条4項：課税所得計算は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従い計算。

法人の計算及び内部手続の利用により、適正な課税所得計算が行われることが要請。



コーポレート・ガバナンスと税務ガバナンスの連携

国税庁による税務ガバナンスの確認項目

トップマネジメントの関与・指導

- 税務コンプライアンスの維持・向上に関する事項の社訓、コンプライアンス指針等への掲載
- 税務コンプライアンスの維持・向上に関する方針のトップマネジメントによる発信(例 社内LANに掲載、研修で伝達など)
- 税務調査の経緯や結果のトップマネジメントへの報告
- 社内監査や税務調査等で税務上の問題事項が把握された場合における、その再発防止策に対するトップマネジメントの指示・指導
- トップマネジメントへの再発防止策の運用状況の報告
- トップマネジメントから社内に対する税務調査への適切な対応についての指示

税務に関するコーポレート・ガバナンスの確認項目

経理・監査部門の体制・機能の整備・運用

- 税務上の処理(解釈)に関して、事業部門や国内外の事業所から経理担当部署への情報の連絡・相談体制の整備(例：一定の取引については経理担当部署へ決裁文書が回付されるなど)
- 税務精通者の配置状況、税務精通者の確保のために実施している事項
- 経理担当部署等による税務に関する社内監査の実施
- 税務コンプライアンスの維持・向上に関する経理部門と監査役・監査法人との連携
- 連結子法人や国内のグループ会社への税務面の情報交換の実施状況
- 海外の主要な子会社への会計監査・モニタリングの実施

税務に関するコーポレート・ガバナンスの確認項目

内部牽制の働く税務・会計処理手続の整備・運用

- 個々の業務における経理処理のチェック体制及び税務処理誤りの防止策
- 税務処理手続の明確化(例：マニュアルの作成など)
- 会計処理の適否が事後においても検証可能となる仕組の整備(例：請求事実の発生を証する資料、施工検査の写真、廃棄に係る客観的な証ひょう等の保存など)

税務に関するコーポレート・ガバナンスの確認項目

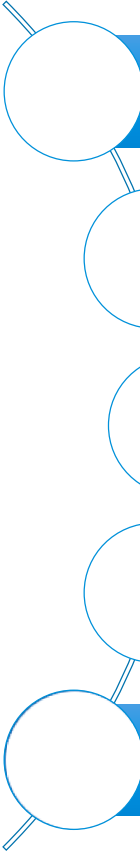
税務に関する情報及び再発防止策の社内への周知

- 申告書の作成や日々の税務・経理処理に影響する税制改正等の情報提供状況
- 税務調査結果及び再発防止策の社内周知

不適切な行為の抑制策の整備・運用

- 仮装・隠ぺいを行った社員に対する懲戒処分などのペナルティ制度の整備と運用

BEPSを踏まえた税務ガバナンスの課題



各国拠点での税務リスクの評価

各国税務当局の執行動向の把握

親会社による国際的な紛争解決への体制整備

親会社による子会社管理の統一

親会社による税務ガバナンスの構築

税務リスクの方向性と税務ガバナンスの構築

自動的情報交換による税務執行のグローバル化

- 多国籍企業情報が税務当局に共有化され、税務リスク管理もグローバル化が必要。
- 税務当局の情報交換ネットワークに対抗するシステムの構築。
- 税務当局のグローバルな調査体制への親会社主導による対応。

現地文書化の親会社での集約化

- 各国の法令等に即した現地文書化
- 事業概況報告事項、ローカルファイル及び国別報告書の整合性確保

Book Tax Differenceの調整

- 米国企業はBTDが大きく、事業目的を変えず、税負担を軽減できる。
- 日本企業はBTDが小さく、事業目的を変えなければ、税負担を軽減できない。

各国拠点利益等の調整へ向けた取組み

- 各国課税当局のグループ情報共有化を想定した損益バランスの分析
- 各国拠点の機能・リスクに応じた期待利益等の算定
- 期待利益の画一化と新興国の要求水準への配慮
- 市場の差異（マーケット・プレミアム、ロケーション・セービング）への手当て



ご静聴ありがとうございました。

講師プロフィール



氏名	角田 伸広 (Nobuhiro TSUNODA)
所属	KPMG税理士法人 国際事業アドバイザリー (移転価格) パートナー
役職／資格	経営法博士 税理士
経歴	2013年からKPMG税理士法人国際事業アドバイザリーに参画し、移転価格関係の業務に関与。 <u>国税庁</u>では、 国際業務課長（2011-13）、東京局課税第一部長（2010-11）、大阪局課税第一部長（2009-10）、同調査第一部長（2009-10）、相互協議室長（2006-2008）、国際企画官（2004-06）、広島局調査査察部長（2003-04）、IMF財政局コンサルタント（2000-02）、東京局国際情報課長（移転価格担当）（1996-1998）等を歴任。 <u>OECD租税委員会</u>各部会で、我が国税務当局代表として以下の議論に参画。 1996年無形資産取引に係るOECD移転価格ガイドライン策定、2013年無形資産取引に係るOECD移転価格ガイドライン改訂のためのディスカッションドラフト策定及びBEPS（税源浸食と利益移転）への対抗策としての行動計画策定。 <u>UN国際租税協力専門家委員会</u>で、我が国税務当局代表として以下の議論に参画。 2011年国際連合モデル租税条約改訂、2012年新興国・途上国のための移転価格実務マニュアル策定。 最近の著書は、「移転価格税制の実務詳解」藤枝純との共著、「BEPSで変わる移転価格文書の作成実務」いずれも中央経済社2016年。



お問合せ先

KPMG税理士法人

国際事業アドバイザリー

パートナー 角田 伸広

TEL: 03-6229-8040

Email: nobuhiro.tsunoda@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp/tax